

長崎市監査基準及び監査結果の事務処理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法第198条の4第1項に規定する監査基準ほか監査における事務及びその結果の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第2条 地方公共団体において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、当該地方公共団体の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本規程における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げられるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経

費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

(3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(6) 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この規程の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本規程に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第5条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第6条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が適正に遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

（質の管理）

第7条 監査委員は、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

（監査計画）

第8条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をい

う。以下同じ。) の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

- 2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第12条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第13条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（監査専門委員、外部監査人等との連携）

第14条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）

第15条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第16条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本規程に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執

行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

(6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第17条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

（公表）

第18条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

（監査の結果における判断基準）

第19条 第15条第1項に規定する報告に記載する監査の結果における指摘等の判断基準は、監査判断基準（別表）のとおりとする。

（監査等の結果の講評）

第20条 第3条第1項第1号から第4号及び第6号に規定する監査等が終了したときは、監査委員は、監査等の結果を当該監

査等対象機関に講評する。講評に際しては当該監査等対象機関及び関係所属の出席を求めることができる。

（監査委員会議への出席）

第21条 監査委員が必要と認めたときは、監査等の対象となった部局等の関係者に対し監査委員会議の出席と、監査の内容または監査結果に対する措置についての説明を求めるものとする。

（措置状況の公表等）

第22条 別表に規定する勧告、指摘、意見等（以下「勧告等」という。）を受けた場合は、別表の通知までの期間内に講じた措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容（指導についての措置を除く。）を公表しなければならない。

2 監査委員が、法令の規定により前項以外の措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表しなければならない。

3 勧告等を受け、別表に規定する期日までに勧告等への措置を講じることができない場合は、監査委員に対し、措置状況中間報告書（第1号様式）により報告を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（関係基準の廃止）

2 次に掲げる基準は、廃止する。

(1) 長崎市監査基準

別表（第 19 条、第 22 条関係）

区分	監査判断基準	通知までの期間
勧告	指摘としたもののうち、次に該当するもの 1 直ちに是正を講じなければ行財政及び市民生活へ多大な影響を及ぼすもの又は現に及んでいるもの 2 過去の監査で指摘事項とされたもので、是正又は改善の兆候が認められず、特に措置を講ずる必要があると認められるもの 3 前2項に掲げるもののほか、特に措置を講ずる必要があると認められるもの	60日
指摘	1 法令、政令、省令、条例及び規則並びに要綱、要領、基準等に違反していると認められるもののうち重大であるもの 2 事務処理等が著しく適正を欠くと認められるもの 3 前2項に掲げるもののほか、指摘とすることが適当であると認められるもの	90日

意見	1 経済性・効率性・有効性の観点から是正又は改善のために検討することが適当と認めた事項 2 その他特に言及することが適当と認めた事項	9 0 日
指導	法令、政令、省令、条例及び規則並びに要綱、要領、基準等に違反するなど不適正な事項ではあるが、指摘には至らない軽微なもの	9 0 日
注意	注意不足等による誤りなど、事務局の口頭による注意で改善が可能なもの	

第 1 号様式（第 22 条関係）

措置状況中間報告書

年 度	前 期 後 期 の 別	監 査 の 種 類	所 属	措 置 等 の 内 容	処 理 状 況 ・ 今 後 の 方 針 等	措 置 完 了 予 定 日